

転ばない生活支援事業のご案内

65 歳以上の方で、足腰の衰え等により歩行に不安がある方を対象として、住居に手すりを取り付ける費用、歩行の補助として使用するシルバーカーや多点杖を購入する費用の一部を助成します。

1 対象者

① 鶴岡市内に住所があり、在宅で暮らしている 65 歳以上の方、②介護保険料に滞納がない方、③要支援・要介護認定を受けていない方のうち、基本チェックリスト「運動機能」3/5 以上該当する方。④生活保護世帯でない方

※ 入院中の方は対象外。退院後に申請してください。

2 助成対象種目及び助成額(1 人につき、各種目それぞれ 1 回限りの利用)

助成対象種目	助成額
固定の手すりの取付	費用の 9/10 以内 (上限額 75,000 円)
シルバーカー	費用の 5/10 以内 (上限額 15,000 円)
多点杖	費用の 5/10 以内 (上限額 5,000 円)

例) 手すり取付

●総費用 15 万円→助成額 7 万 5 千円(上限額) ●総費用 5 万円→助成額 4 万 5 千円

シルバーカー

●総費用 5 万円→助成額 1 万 5 千円(上限額) ●総費用 1 万 5 千円→助成額 7 千 5 百円

多点杖

●総費用 3 万円→助成額 5 千円(上限額) ●総費用 5 千円→助成額 2 千 5 百円

3 施工販売業者

以下のいずれかの業者で施工・購入した場合のみ助成対象となります。

施工・販売業者名	電話(0235)	所在地
コープ福祉用具サービス	25-9980	鶴岡市双葉町 13-45
(有)福祉用具やまがた鶴岡営業所	29-0168	鶴岡市文下字仲田 3-3
(株)タマツ 鶴岡店	24-3333	鶴岡市美咲町 32-7
(株)トーク	22-1009	鶴岡市遠賀原字稲荷 41-2
鶴岡市農業協同組合福祉サービス	25-4345	鶴岡市青龍寺字村下 34-1
(株)齋藤商会	29-4151	鶴岡市布目字宮田 155-1
庄内たがわ農業協同組合	33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23-1

4 申請先

鶴岡市役所地域包括ケア推進課(Tel35-1274)、各地域庁舎地域づくり推進課

※ 施工販売業者でも代行手続きできます。

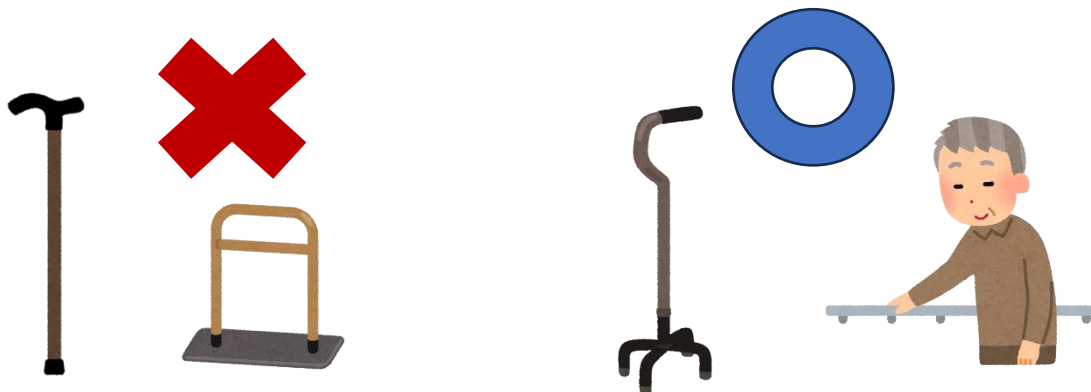
5 相談先

あなたの町の担当地域包括支援センター、または、鶴岡市役所地域包括ケア推進課(Tel35-1274)、各地域庁舎地域づくり推進課

6 注意事項

① 手すり・多点杖について

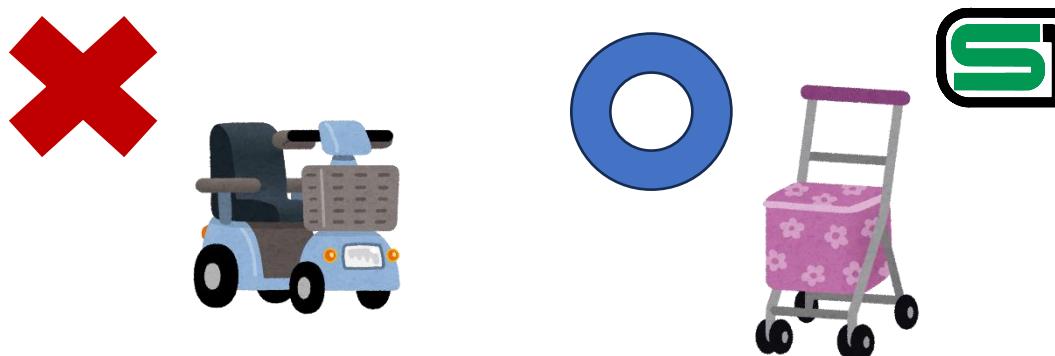
手すり、多点杖は介護保険の給付対象となるものが助成対象種目となります。
固定されず移動可能な福祉用具としての手すり(置き型手すり等)、1本杖は対象外です。



② シルバーカーについて

シルバーカーについては、4輪で移動する手押し式であり、椅子としての機能または荷物入れを有するもの(ハンドル形状の違いで歩行車に分類されるものは対象外)で、SG 規格適合商品(※)が助成対象種目となります。乗用タイプのシニアカーは対象外です。

※(一財)製品安全協会が定める安全性の認定基準の適合商品



③ メンテナンス費用や修理費用は対象となりません。

④ 福祉課が申請窓口となっている住宅改修を利用して手すりを設置したり、補装具の交付や日常生活用具の給付を受けて多点杖などを利用している場合は、「転ばない生活支援事業」の対象となりません。

⑤ 助成額が年度予算額に達し次第、その年度の受付は終了します。